

学部等教員組織編制方針

危機管理学研究科

①専任教員数の遵守，教員の構成について
大学院設置基準に基づき，法令上必要とされる専任教員数を，学部等教員配置計画書にそって適切に配置する。教員組織は，学部同様，教育研究上の専門分野に加え，生きた学びである危機管理学の根幹を成す，理論と実践のバランスに配慮し，ジェンダー，国際性 年齢の多様性に留意しつつ，構成する。教員組織の編制は，定期的に点検・評価を実施することで，その適切性を検証する。
②教育効果に配慮したクラス編成，専任教員の授業負担への配慮について
大学院研究科は，教育効果に配慮した少人数の入学定員としているため，博士レベル及び修士レベルの研究指導資格（研究指導補助資格を含む）を有した教員をバランス良く配置する。特定の教員に過重な負担が生じることのないよう，教育課程の編成及び時間割の編成を行う。
③教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化について
組織的な教育研究を行うために，教員間の連携体制を確保するとともに，学部長ガバナンスの下，委員会活動，入試実施・広報活動，FD活動を含む大学・大学院研究科の運営体制における教員の役割分担を確認し，責任の所在を明確にする。
④教員の資質向上について
組織的，継続的，多面的なFD活動を実践するとともに，教員の教育研究活動等の自己点検・評価を定期的に実施することにより，教員の資質向上に努める。
⑤その他，学部等として重視するポイントについて
（教員人事の適切性・透明性） 専任教員の募集，採用，昇格等の手続を規程，基準に基づき明確化し，会議体での審議を通じた人事制度の適切性・透明性を保つ。 （研究業績及び教育経験） 危機管理学の高度化のための人材養成を担う大学院危機管理学研究科で講座を担当できる資質，研究業績及び教育経験を有する教員を，大学院の教員組織の状況に応じて優先して採用する。